

資源エネルギー庁「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業
環境影響評価書」に係る確定通知について

平成26年3月27日
経 済 産 業 省

当省は、資源エネルギー庁「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、資源エネルギー庁に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた資源エネルギー庁は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成25年 1月22日
住民等意見の概要受理	平成25年 4月24日
福島県知事意見受理	平成25年 5月17日
経済産業大臣勧告	平成25年 6月25日
環境影響評価準備書受理	平成25年 9月 6日
住民等意見の概要受理	平成25年10月25日
福島県知事意見受理	平成25年12月 3日
環境大臣意見受理	平成25年12月 5日
経済産業大臣勧告	平成25年12月20日
環境影響評価書受理	平成26年 3月17日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742（直通）